

大阪市立大学大学院文学研究科 若手研究者中長期海外渡航助成募集要項 【2021年度版】

1 制度の目的

文学研究科後期博士課程在学者のうち、自分の研究をより発展させるために、海外の大学・研究機関において研究に従事し、海外の研究者と交流をしたり研究を発信したりすることを、意欲をもって希望する者に対して海外渡航助成金を支給し、海外での研究活動を支えるとともに、海外への発信能力を育成する。

2 応募資格

以下にあてはまる者

- 1) 申請時に文学研究科後期博士課程に在学の者。
- 2) 2019年4月1日以降、日本学術振興会科学研究費助成事業「若手研究者海外挑戦プログラム」または類似のプログラムに申請し、不採択となった者。

3 渡航期間

2022年4月1日～2023年3月31日の間に出国し、3か月以上1年以下

4 助成額

50万円を上限として研究科が決めた額のうち、渡航運賃を帰国前に給付し、宿泊・滞在費等を帰国後に給付する。

5 助成金の使用範囲

渡航費、宿泊・滞在費および渡航先で研究に必要な費用

6 採用予定人数

1名

7 申請手続 ***赤字は新型コロナ感染拡大に伴う例年とは異なる変更箇所。**

若手研究者中長期海外渡航助成を希望する者は以下の書類を提出すること（書類は文学研究科ホームページからダウンロードして入手すること）。

(1) 提出書類 **(いずれも PDF 化したもので提出すること)**

- ①申請書（様式1）……………1部
（※1 研究状況・研究成果・研究計画等は、③の申請書と同一である必要はない。）
- ②教員の意見書（様式2）……………1部
（※2 原則として後期博士課程の指導教員（予定者を含む）により作成されたものとするが、特段の事情がある場合は指導教員以外の文学研究科教員により作成されたものでも可とする。）
- ③申請済み日本学術振興会科学研究費助成事業「若手研究者海外挑戦プログラム」の申請書の写し、または類似のプログラムへの申請書の写し……………1部

④受け入れ承諾書または調査許可証…………… 1部

(※3 取得できない場合は、受け入れ研究者と遣り取りしたメール文書等を提出すること。)

⑤渡航費の見積書 …………… 1部

(2) 提出期限 2021年6月28日(月)16時

(3) 提出先 文学研究科教務担当

(4) 提出方法

新型コロナウイルス感染症の拡大により緊急事態宣言が発出され、大学の授業が遠隔に切り替えられている現状をふまえ、本件の申請書類の提出方法もメールでの提出とする。

申請予定者と指導教員は、以下の手順で提出すること。

① 申請者本人は、申請書(様式1)を作成のうえPDF化して、③④⑤もPDFの形で用意し、指導教員にメール等でファイルを送付する。

② 指導教員は、上記ファイルを受領ののち、教員の意見書(様式2)を作成し、印刷・押印のうえPDF化して、様式1・2をはじめ、必要な書類すべてのファイルを添付して、申請期限までに、メールで文学研究科教務担当[lit-kyomu@ado.osaka-cu.ac.jp]まで送付する。

*その際、指導教員は、申請者が提出した申請書類に不備がないか確認したうえで送付すること。また、メールの件名を「若手研究者中長期海外渡航助成申請」とし、ファイルには必ずパスワードをかけること。

③ 受領後、24時間以内(休日に受信した場合は翌業務日)に文学研究科教務担当から送付する受領確認のメールを指導教員は確認し、無事に受領された旨を、申請者本人にメール等で伝える。

8 選考

文学研究科若手研究者研究支援委員会において、研究計画、研究実績(発表論文および学会発表等)を総合的に審査し、文学研究科教授会において決定する。採用決定者の発表は8月初旬を予定している。

9 採用者の義務等

(1) 採用者は、計画にしたがって渡航・研究活動を行い、帰国後すみやかに報告書(書式自由)を提出する。

(2) 次のいずれかに該当する場合、海外渡航助成金の受給資格を取り消し、既に支給された助成金の全部または一部の返還を求められることがある。

①本学大学院学則に基づき懲戒処分を受けた場合。

②報告書を提出しなかった場合。

③その他、文学研究科教授会が給付にふさわしくないと判断した場合。